

# 一般社団法人VFX-JAPAN 会員規約

## 1 目的

この規約は一般社団法人VFX-JAPAN(以下、本法人)の会員制度について定めるものとする。

## 2 会員

1) 会員は、次の3種類とする。

(a) 個人正会員: 本法人の趣旨に賛同する個人で、以下の要項に準じた者。  
業界での業務経歴1年以上の者で、会員1名の推薦があり、事務局に許可された者。

(b) 特別会員: 本法人の事業に特別の貢献があり、事務局に許可された者。

(c) 法人賛助会員: 本法人の趣旨に賛同し、運営に協力する意思を持つ法人。

2) 入会に際しては、当法人所定の様式による申し込みを行い、事務局の承認を得る。

## 3 会費

各種会員は、次に定める入会金、年会費を納める。

(a) 個人正会員: 年会費 12,000 円 入会費 3,000 円。

(b) 特別会員: 当該会員は会費を免除する。

(c) 法人賛助会員: 1 口 10 万円、1 団体につき 10 口以内。

## 4 会員の特典

(1) 本会の定めた各種イベント、分科会などへの参加

(2) VFX-JAPAN アワード、ノミネート作品への投票権

(3) 本会が斡旋する文芸美術国民健康保険組合への加入権

## 5 退会

(a) 本人より退会の申し出があったとき。

但し、理由を記した休会届けを提出することで、1年間に限り休会することができる。

(b) 会費を所定の期日までに納入しなかったとき。

（再度入会の場合は新規の手続きが必要となる）

(c) 除名されたとき。

## 6 除名

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(a) 定款その他の規則に違反したとき。

(b) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。

(c) その他除名すべき正当な事由があるとき。